

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 リサイクルセンター

監査実施期日：令和7年6月9日

1 / 2 枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none">・ 修繕関係において、設計金額を算定する際、公共建築工事共通費積算基準を用いて共通費を算定していたが、算定式に誤りがあった。契約の相手方の決定に影響はなかったが、積算基準は、令和5年に改定されているので、最新の算定式を用いて設計金額を算定されたい。(R6・リサイクル 検整備修繕, 最終処分場 ポンプ交換及びBOD酸化槽回転部他修繕)・ 第Ⅱ期土堰堤工事において、着手届及び業務工程表の提出が期限内に行われていなかったため、以後、適正に事務処理されたい。(R6・最終処分場)	<p><発生原因>最新の算定式データを用いて設計金額の算定を行わなかったことにより、算定式に誤りが生じたもの。</p> <p><処理内容>今後の設計金額の算定に誤りが生じないように、最新の公共建築工事共通費積算基準について熟知した状態で業務にあたる。</p> <p><再発防止策>担当職員のチェック後に、複数人のチェックにて検算、また、周知し合い、再発の防止に努める。</p> <p><発生原因>契約締結後の事務手続きにおける確認不足と、契約事務に係る知識・認識の不足によるもの。</p> <p><処理内容>期限内に提出が行われていない書類については、業者より差し替え書類を取り寄せ、補完した。</p> <p><再発防止策>契約締結した事案ごとに課内で作成した「契約事務提出書類チェックシート」を活用して、未提出、提出期限に誤りがないよう確認する。</p>

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 リサイクルセンター

監査実施期日：令和7年6月9日

2 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none">業務委託契約において、契約締結に伴う書類(消費税に関する届出書, 着手届及び業務工程表及び管理技術者等通知書)の提出が期限内に行われていなかった。契約締結に伴う提出書類の提出期限について確認するとともに、以後、適正に事務処理されたい。(R6・最終処分場 ダイオキシン類測定業務, R7・リサイクル 環境測定業務)	<p><発生原因> 契約締結後の事務手続きにおける確認不足と、契約事務に係る知識・認識の不足によるもの。</p> <p><処理内容> 期限内に提出が行われていない書類については、業者より書類を取り寄せ、補完した。</p> <p><再発防止策> 契約締結した事案ごとに課内で作成した「契約事務提出書類チェックシート」を活用して、未提出、提出期限に誤りがないよう確認する。</p>

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。